

音更町の休日に関する条例等の一部を改正する条例

(音更町の休日に関する条例の一部改正)

第1条 音更町の休日に関する条例(平成2年音更町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第3号中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(音更町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 音更町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年音更町条例第36号)の一部を次のように改正する。

第9条中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(音更町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 音更町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年音更町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第15条中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(音更町立保育園条例の一部改正)

第4条 音更町立保育園条例(平成27年音更町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(音更町立へき地保育所条例の一部改正)

第5条 音更町立へき地保育所条例(平成27年音更町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(音更町立学童保育所条例の一部改正)

第6条 音更町立学童保育所条例(平成27年音更町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(音更町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 音更町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和52年音更町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

